

事務連絡
平成30年3月26日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

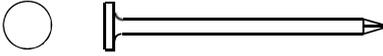
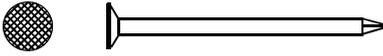
構造用合板を用いた高倍率の軸組の仕様に係る注意喚起について

国土交通省においては、平成30年3月26日に、建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する件（平成30年国土交通省告示第490号）を公布し、同日から施行したところです。今回の改正により木造建築物における耐力壁について、従来と比較して、くぎで柱等へ打ち付ける間隔を狭めること等で、高い倍率となる仕様を追加しました。

追加された耐力壁の仕様のうち、構造用合板を用いた高倍率の仕様については、他の構造用合板を用いた仕様で規定されているくぎの種類であるN50（JIS A5508（くぎ）に定めるN50）とは異なり、CN50（JIS A5508（くぎ）に定めるCN50）を用いることとしています。

については、構造用合板を用いた耐力壁について、倍率に応じた適切な種類のくぎの使用が図られるよう、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者等に注意喚起していただきますようお願いいたします。

なお、JIS A5508（くぎ）に規定するとおり、CN50はくぎの頭部の形状が平頭フラットとなっており、N50の頭部形状である皿頭網目付きとは異なっています。また、一般的にCN50は緑色に着色されており、N50は無地又は黒色に着色されているため、参考となります。

くぎの種類	頭部の形状		色
CN50	平頭フラット		緑
N50	皿目網目付き		無地又は黒

なお、改正内容の詳細については、国土交通省ホームページでご覧になることができます。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000096.html